

会社を設立して車を購入するメリット

Aさん

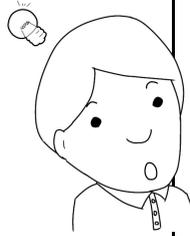
不動産管理会社を設立しようと考えていますが、仮に法人名義で車を購入するとどうなりますか？

今までのように、個人でマイカーを買っていた場合に比べて、プライベート・カンパニーの方で損金計上できるわけですね？

そうですね。ところで、「事業の用に供する」とはどういうことですか？

これから設立しようとする会社で、車を買うためにローンを組むことができるのでしょうか？

なるほど、10年間も欠損を使えるのは大きいですね。メリットもよくわかりましたので、じっくりと考えてみます。



税理士のJunさん

不動産管理会社の法人名義で、例えば期首に600万円の車を購入し、同時に事業の用に供した場合、車の法定耐用年数は6年、法定償却方法は定率法(償却率 0.333)ですので、次のように6年間で1円を残して減価償却費を損金計上することとなります。

	期首の帳簿価額	減価償却費	期末の帳簿価額
1年目	6,000,000円	1,998,000円	4,002,000円
2年目	4,002,000円	1,332,666円	2,669,334円
3年目	2,669,334円	888,888円	1,780,446円
4年目	1,780,446円	594,668円	1,185,778円
5年目	1,185,778円	594,668円	591,110円
6年目	591,110円	591,109円	1円



個人で不動産所得を申告する場合に比べて、上記の例の場合には、6年で約600万円、1年平均にすると約100万円の損金計上ができるわけです。ずいぶん違うと思いませんか？

文字通り、不動産管理会社の事業のために用いるということです。例えば、交通手段として、賃貸物件の修理の確認等のためにその車を使用することが考えられます。そのように「事業の用に供する」ために法人が取得したのですから、その減価償却費は法人の損金として認められることとなります。

減価償却費は、法人税法上、法人の事業の用に供し、「損金経理」といって「法人がその確定した決算において費用又は損失として経理」しなければ損金にはなりませんので、注意が必要です。

逆に言えば、個人の場合と違って法人には資産の按分という概念がありませんので、それさえクリアすれば、車の購入価額全額の損金算入が認められるわけです。

場合によっては、個人が会社に貸付をして買う方法もあります。ローンを組めるかどうかは社長個人の信用度合にもよりますので、事前によく確認しておいた方が良いでしょう。

とにかく、今までマイカーとして買っていたものを、その個人のプライベート・カンパニーで税務上費用に落とせるわけですから、個人とプライベート・カンパニー全体で見れば、大きなメリットがあるわけです。

なお、青色申告法人で損失が発生した場合、その青色欠損金は10年間にわたって繰り越すことができます。つまり、法人税申告書で青色欠損金を繰り越していったら、将来利益が生じたときに、過去10年前までの青色欠損金を控除することができるのです。